

災害時要援護者台帳の運用における個人情報の取扱いについて

1 災害時要援護者台帳について

(1) 概要

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めるため、地域において避難支援を希望する人を台帳に登録する。

(2) 登録対象者

- ① 要介護認定 3～5の方
- ② 身体障害者手帳 1級または2級の方
- ③ 療育手帳 **(A)** またはA
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級の方
- ⑤ 75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- ⑥ 前①～⑤に準じる状態で、災害時の支援が必要と認められる方

(3) 要援護者台帳への登録方法

- ① ダイレクトメールによる調査
要援護者の対象者に対して、ダイレクトメールを発送し、登録希望の有無について、本人の同意を得て登録する。
- ② 本人申請によるもの
広報紙、ホームページ等において、広く制度の周知を行ったうえで、要援護者本人の納得のもと要援護者台帳への登録を希望する者を登録する。
- ③ 民生委員・児童委員による調査
民生委員・児童委員が訪問調査し、本人に直接働きかけて、本人の同意を得て登録する。
- ④ ①～③により登録された要援護者台帳について災害時要援護者台帳（リスト）を作成する。

(4) 登録状況

	対象者（DM送付者）（人）	登録希望者（人）	新規登録率（％）
H20	29,879	14,781	49.5%
H21	4,415	874	19.8%
H22	4,024	783	19.6%
H23	4,404	861	19.6%
H24	4,174	732	17.6%
H25	4,375	—	—

※H25：7月末現在登録者数 15,384人

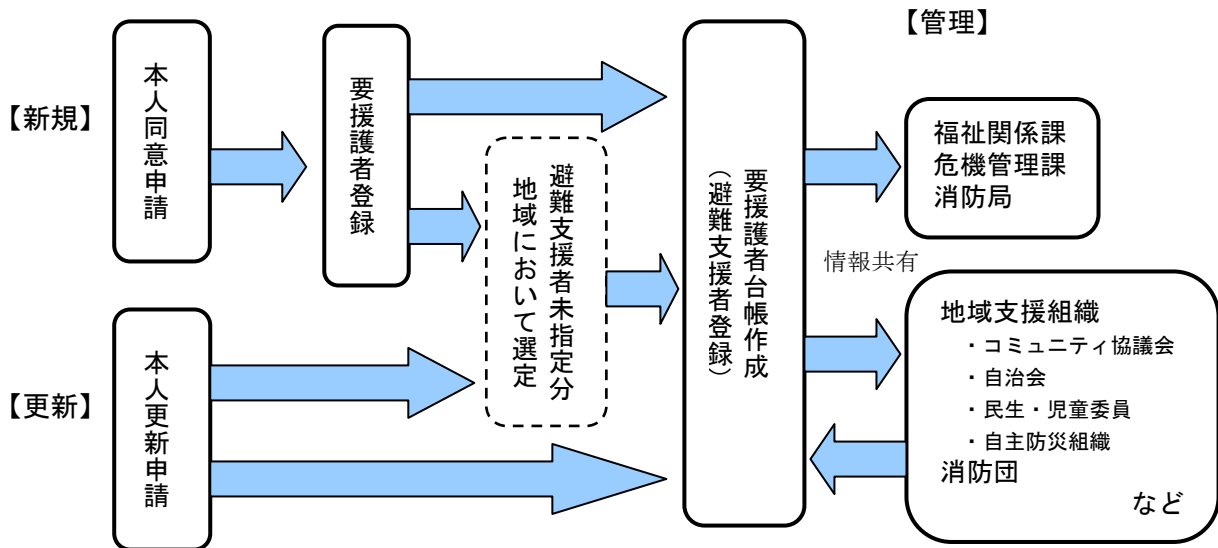
(5) 台帳の管理・更新

登録された要援護者台帳の原本は、健康福祉総務課が保管し、副本は介護保険課、障害福祉課、長寿福祉課、危機管理課および消防局が全体を、地域支援組織（コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織）、消防団などがそれぞれの所管分を保管する。

なお、要援護者台帳については、支援以外の目的で使用する事や紛失することがないように厳重に保管するものとする。

要援護者台帳の更新は、毎年1回行う。ただし、重要な事項で変更が必要な場合はその都度行う。

要援護者台帳の登録・管理・更新



2 要援護者の情報共有について

要援護者情報については、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付 厚生労働省通知）」および「高松市個人情報保護条例」等に基づき、日頃から、地域支援組織等に守秘義務を課すなど、個人情報保護に配慮しつつ関係局と連携して、地域支援組織との情報共有を図っている。

※地域支援組織等の守秘義務

- ① 要援護者支援以外の目的で要援護者台帳を使用してはならない。
- ② 要援護者台帳に記載された個人情報および支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。
- ③ 高松市個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保するため誓約書を高松市長に提出しなければならない。